

道営工事等の概数等発注事務取扱要領の取扱い

1 道営工事等の概数発注事務取扱要領の取扱い

I 基本的な運用方針

- (1) 建設工事（以下「工事」という。）の発注における設計積算時の調査委託の成果品の状況は、測量成果を含めた一部である場合と、ほとんど全ての成果品がある場合に大別される。

前者の場合は、この要領における平均断面等を用いた概数による数量で大部分を積算し、概数発注することとなる。

補助事業のほとんどは後者となるが、この中においても以下の場合については「概数」を活用することができる。

ア 主要部分以外の調査測量が概数の場合、過年度の委託成果品が諸条件の変化に伴い再測が必要となる場合、工区割発注で土工計画が変更となる場合等で、平均断面等を用いた概数を用いても工事量を十分把握できる場合。

イ 確定した数量とするためには、詳細調査を必要とし、費用若しくは要する期間からみて適当でないと思われる工種（例＝岩盤掘削量、路盤の補足砂利量、旧とりこわし量）

ウ 施工後でなければ数量の確定ができない工種（例：グラウト量、石礫除去工事における排礫量、産業廃棄物等数量、軟盤地盤における圧密沈下量等）

- (2) 設計、測量及び調査設計委託業務（以下「委託業務」という。）の発注において積算時に用いる既存の資料等では数量を確定できない場合（業務処理後でなければ数量が確定できない委託業務）は、「概数」を活用することができる。

（例：ボーリングにおける深度や土質等の変更、打合せ回数の変更等）

このように「概数」は工事並びに委託業務（以下「工事等」という。）の設計積算業務の効率合理化や設計変更の簡素化に大きく寄与するものであり、この運用指針の中核をなすものである。

II 概数等で発注することが不適当な場合

工事等においては、コンクリート構造物の本体数量等、安定解析・構造計算により決定されるものは適用しない。

III 確定額の把握について

概数等による発注は、一括変更及び一部を確定するので、設計変更時に大幅な変更を生じないよう施工（実施）協議の段階で十分把握するとともに、そのつど工事費（委託費）の増減を的確に把握するよう努めること。

また、精算時には支出負担行為が伴い、あらかじめ予算要求が必要となるので、契約担当と十分協議すること。

なお、現場管理費の諸経費の工種区分は変更できないので、当初設計の作成に当たっては注意すること。

IV 設計変更等について

- (1) 工事監督員（業務担当員）は、概数等に係る工事等の施工に当たっては、受注者（受託者）等の作成した施工図（資料）等を速やかに照査・検討し、工事監督員（業務担当員）と現場代理人（業務処理責任者）間で協議した上、相互に打合簿で確認する。
- (2) 設計変更は工事等の不確定要素（すなわち現場状況の予測等により設計した内容）が、現地においてその詳細数量が判明した時点で概数以外も含め一括設計変更とするが、概数以外の設計変更が先行する場合は、概数の全部又は一部を同時に設計変更することもできる。ただし、概数の確定見込みが結果的に工事費（委託費）・工期（期間）に著しい影響を与える場合（例：工事における大土工の岩盤線の確定等）は、速やかに当該部分を設計変更する。

概数以外の設計変更の取扱いについては、通常の設計変更（軽微な設計変更を含む）の取扱いとし、概数の設計変更はこの範疇にふくまれないことに留意すること。

数量の変更が明らかに予見される工種（業務）については、極力概数として扱うこととする。
- (3) 工事における道路、水路等工事起点、終点及び平面線形は、概数の対象とはならないので、変更等は通常の設計変更の扱いとする。ただし、すり付け区間をその対象とすることは差支えない。
- (4) 委託業務においては、種々の条件により委託業務の全部又は一部の作業が不可能となった場合の業務量の減や業務位置の著しい変更等は、概数の対象とならないので通常の設計変更の取り扱いとする。
- (5) 概数に係わる工種（業務）の設計変更理由は「概数の確定により変更する」とする。

V 工事における設計変更図書の作成費用について

工事の設計変更に伴う設計変更図書の作成に必要な費用の算出は、「設計変更に関わる図書等作成歩掛について（平成7年4月7日設計第23号設計課長通知）」による。

VI 工事における仮設工等について

工事における仮設工における概数等の公示の考え方は、標準的な図面等で公示を行い受注者に対して入札予定価格の積算の根拠を明示するためである。ここで「標準的」という意味は、受注者に現地の状況等を踏まえてその内容の検討の責務を課し、双方協議の上、必要があれば変更するということである。

なお、過大又は不適切な仮設工の実施内容に対して精算するものではないので十分留意すること。（工法の承諾に当たって、機能性、安定性、経済性を充足し現場に即した工法かどうかをチェックする。）

2 道営工事等の概数等発注の手引き

I 基本的な運用方針

概数等発注は、工事の発注前の調査設計の精度を高めるためにいかに時間・労力・費用等を費やしても、工事費算出精度を高める効果が少ないと考えられる数量、同様に委託業務の精算時に既存の資料等での確定ができない数量、あるいは工事（委託業務）の施工（処理）後でなければ正確な数量が判明しない工種等の場合に概数による公示を行い、積算業務の効率・合理化、施工条件の明確化、以降の設計変更の円滑化を図るための方法である。

概数等発注の適正な運用のための留意点は次のとおりである。

(1) 概数の出来高精算は行わない

概数等発注は不確定な設計数量を概数として公示するものであるが、概数の確定とは不確定な設計数量を確定することであり、出来高数量を確定するものではない。

ただし、施工後でなければ数量の確定ができない工種（グラウト量、石礫除去工事における排礫量、産業廃棄物等数量、軟弱地盤における圧密沈下量等）は除くものとする。

(2) 施工条件の明示を行う

工事、委託業務ともに起終点、延長、面積等を設計図書に条件として明示する。

なお、設計の根拠となる図面・数量計算・設計書・資料は整合していることは当然であり、概数とした数量の算出根拠及び施工条件の明示は必要である。

(3) 概数として取り扱わないもの

「工事」

以下に例示するものは概数として取り扱わない。

1) 工事量（工事目的物）の変更

条件明示した施工区域、施工区域内の箇所及び施工区間の変更

2) 工法の変更

植生工法、標準土工定規図の置換厚・路盤構成・幅員等、仮設道路・仮締切・水替え等の仮設工法、混層工の細工種

3) 主要構造物の構造、規格、品質の変更

安定、構造計算に基づく構造物の変更、暗渠の排水組織の変更

4) 新工種

当初設計にない工種（土工量（概数）の変更に伴う新土捨場等の指定）

「委託業務」

以下に例示するものは概数として取り扱わない。

1) 委託期間の変更（概数変更に伴う軽微なものを除く）

2) 起終点や範囲等の変更

3) 歩掛の細部内容の変更

4) 概数として扱えるものでも、結果的に著しく委託費・期間に影響を与える場合

(4) 概数の確定に連動する単価の変更を概数の範疇で扱うことができるもの
「工事」

設計土量の標準積算の施工機械規格による単価の変更

市場単価の工種の施工規模による単価の変更

「委託業務」

他官庁協議等により、橋長や構造形式が変更となった場合の単価の変更

調査ボーリングの土質の変更に伴う単価の変更等

市場単価の工種の規格区分（補正区分）変更に伴う単価の変更

II 工事における概数等発注と委託成果品・委託設計業務の考え方

委託成果品を使用して概数等発注する場合、変更が予想される場合は、平均断面等によらず、そのまま概数としてかまわない。

現在の委託成果品が、ある程度の精度を持っている場合、これを概数とすることについて、委託成果品の精度は「適正な予定価格算出に必要な精度」であり、より精度の高い成果品を期待するためには、より一層の調査比・時間を要するものであることから、「変わり得る数量として、概数等発注を行う」ものであり問題ない。

概数等発注を前提として、経済性の理由により既存の測量成果や図面等から求めた延長、面積等の数量を概数として発注を行うことは可能である。ただし、用地買収を行う工種には適用できない。

III 概数等発注の適用の範囲

概数等発注の適用の範囲は農政部所管工事（委託業務）であり、概数等発注により工事（委託）費、工期（期間）等に著しい影響を与えない工事（業務）であることが前提である。また「概数等発注」とは、概数で積算した数量を基本としている。

対象工種（業務）

対象工種（業務）については、VII「工種別運用例」で更に詳細を記載している。ただし、次の事項を留意すること。

- (1) 概数確定の設計変更による公示（業務）量〔工事（業務）目的物〕の変更は基本的にできないが、確定の結果、予算上の制約から契約書第29条によりやむを得ず工事（業務）量〔工事（業務）目的物〕を減とすることは有り得る。
- (2) 道路、水路等の線工種における起・終点及び工事における平面線形、委託業務における面工種の調査位置等は、概数の対象とはならない。変更する場合は、通常的设计変更の扱いとする。ただし、工事の場合はすり付け区間を概数とすることは差し支えない。
- (3) 工事において、コンクリート構造物の本体数量等、安定解析・構造計算により決定されるものは適用しない。
- (4) 種々の条件により、委託業務の全部又は一部の作業が不可能となった場合の業務量の減や業務位置の著しい変更は、概数の対象とはならない。変更する場合は、通常的设计変更の扱いとする。

IV 設計図書における施工条件の明示

(1) 設計図書

概数を使用した項目については、工事数量総括表又は業務数量総括表の「摘要」欄等に「概数」と明示する。

(2) 特記仕様書

概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記するものとする。

「工 事」

1) 工事数量総括表の「摘要」欄に「概数」と記して示した数量は、概数であり、公示着手前に相互確認することとし、必要に応じて設計変更する。なお、過大な出来高に対して変更するものでないことに留意すること。

2) この工事では、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成・修正および工事数量の算出をいう。）を受注者に行わせることがある。

概数に係る工事の施工に当たっては、朱書き図又は必要に応じて施工図面等を作成の上、着手前に工事監督員と十分協議すること。

※ ただし、1) の工事着手前の相互確認は、施工後でなければ数量の確定ができない工種（グラウト等）には、付記しないものとする。

「委託業務」

1) 業務数量総括表の「摘要」欄に「概数」と記して示した数量は、概数であり、業務着手前に相互確認することとし、必要に応じて設計変更する。なお、過大な出来高に対して変更するものではないことに留意すること。

概数に係る業務の実施に当たっては必要に応じて資料等を作成の上、業務担当員と着手前に十分協議の上、実施すること。

※ ただし、1) の業務着手前の相互確認は、業務実施後でなければ数量の確定ができない業務（調査ボーリングやそれに付随する原位置試験など）には、付記しないものとする。

なお、その場合においても、必要支持力（調査ボーリングの場合）等を事前に打合簿で確認し、現地でも確認・指示を行うことが必要である。

(3) 見積り参考資料

「概数」の表示は、見積り参考資料には行わず、工事（業務）数量総括表にのみ行うものとする。よって、見積り参考資料の表紙には、「本資料は、請負金額（業務委託料）見積りの参考に供するものであり、仕様書には含まないものとする。」と記載する。

V 概数の確定と設計変更

(1) 設計変更額の把握

- 1) 概数等による工事（委託業務）は、概数を着手前に確定してから着手し、設計変更は最終の概数施工（実施）段階で行うこともあると考えられるが、設計変更時に大幅な変更を生じないように施工（実施）協議の段階で十分把握するとともに、そのつど工事（委託）費の増減を的確に把握するよう努めること。
- 2) 概数等発注の確定で予想を超過する増額が発生し、地区事業費に不足を生じる場合には、契約書第29条に基づき、契約の目的物の減により処理することとなるが、これに対応できる工事工程（業務日程）管理が必要である。
- 3) 確定による設計変更金額の増減の範囲は基本的には不確定部分の確定に伴う費用であり限度はないが、大幅な増減を想定しているものではない。なお、委託業務については、変更契約の金額が当初契約の1/3程度とする。

また、確定による設計変更は現契約内容とまさに分離発注困難であり、指名時の工事等級ランク等が変わってもやむを得ない。

(2) 書面による確認

「工事」

工事監督員は、「概数」部分の施工に当たっては、受注者等の作成した朱書き図又は施工図等を速やかに照査・検討を行い、受注者（現場代理人等）と協議した上で、工事着手前に相互に書面（打合簿）により確認する。また、これらの図面は、協議資料として重要であるので打合簿に添付し保存しておくこと。

なお、概数の変更がなくても打合簿の作成は必要である。

「委託業務」

業務担当員は、「概数」部分の施工に当たっては、受託者等の調査結果やその他の資料等を速やかに照査・検討を行い、受託者（管理技術者等）と協議した上で、打合簿を作成し、業務着手前に相互に確認する。

また、調査結果の資料、その他の資料がある場合には、協議資料として重要であるので、保存しておくこと。

なお、概数の変更がなくても打合簿の作成は必要である。

「共通」

工事監督員（業務担当員）の作成した打合簿は、所属長（課長あるいは出張所長）へ報告し、承諾を得た後（急を要する場合は口頭により行ってもよいが、報告書の決裁は速やかに行うこと。）に工事（委託業務）に着手させる。打合簿は、合意事項のあった日毎に作成するものとし、速やかな決裁を行うものとする。

この場合の承諾は、本来、支出負担行為担当者等が行うべきものであるが、承諾する内容（概数等で発注した部分）が当初契約した工事（業務）目的物を大幅に逸脱するものを対象としていないことから、現場の長（工事監督員（業務担当員）の所属長）の判断で行うことができることとしたものである。

「打合簿」により相互確認し、設計変更することとしたものについては変更する義務があり、設計変更が終了して工事（業務）が完成（完了）となる。

(3) 概数以外の設計変更について

- 1) 設計変更は数量が確定した時点で概数以外も含め一括設計変更とするが、概数以外の設計変更が先行する場合は、概数の全部又は一部を同時に設計変更することもできる。ただし、概数確定の見込みが、結果的に工事費（委託費）・工期（期間）に著しい影響を与える場合（例：大土工の岩盤戦の確定、他官庁協議による付帯構造物形式の変更等）は、速やかに当該工種を設計変更する。
- 2) 概数以外の設計変更の取扱いについては、通常の設計変更（軽微な設計変更を含む。）の取扱いとし、概数の確定の設計変更はこと範疇に含まれないことに留意すること。
- 3) 委託業務においては、その性質上他官庁協議による場合を除き原則として期間末の概数確定はありえないと考えられるが、やむを得ず期間末に概数確定を行う場合には、期間末までに確定された分も含め設計変更を行う場合は設計変更に要する予算措置とともに、数量の確定を早急に行い、数量の確定後、設計変更図書作成及び変更契約の期間も考慮の上、速やかに設計変更を行う必要がある。

(4) 工事における新工種の取扱い

当初概数表示した工種の中で、概数の確定に伴い新たに必要となる項目については、次のように取り扱う。

例1 「道路、水路の付帯工で施工位置について工事監督員と協議して決定するとした工種」のうち、その位置の変更等に伴い新たに必要となる項目は概数確定の対象とすることができる。ただし、構造・規模・工法の変更は概数確定の対象とできない。

なお、特記仕様書に「付帯工の位置の変更等により、新たに必要となる項目については概数確定の対象とする。を付記する。

例2 土工量の概数確定に伴い新たに必要となる項目（流用土）は概数確定の対象とすることができる。

なお、特記仕様書に「土工量の確定に伴い新たに必要となる項目については概数確定の対象とする。」と付記する。ただし、土工量の概数確定に伴い新たな土捨場・土取場が必要となった場合は、「新工種」として扱うこととし、概数確定の対象とできない。この場合は、特記事項の追記を含め通常の設計変更とする。

(5) 変更設計図書の作成

「工 事」

- 1) 工事の設計変更に伴う変更設計図書の作成及び工事数量の算出を必要に応じて、受注者に行わせることができるものとする。ただし、高度な応力計算等に関わる資料の作成を含まない。

例：概数確定時の変更図（打ち合わせ用朱書き図若しくは施工図）新設計用原図（設計変更図面の作成・修正）

- 2) 変更設計図書の作成に要する費用については、共通仮設費のうち、技術管理費に「図書作成費」として計上し、その算出に当たっては、「設計変更に関わる図書等作成歩掛について（平成7年4月7日設計第23号設計課長通知）」によるものとする。
- 3) 変更図面の作成費用の計上は、より精度を高めるために必要な委託成果品の修正費用を基本として考えており、委託成果品との関係で重複とはならない。また、現地測量費用は現請負工事の現場管理費に含まれていることから計上しない。

「共 通」

- 1) 変更設計図書の作成は、設計変更前後の対比がわかるように2段書きを基本とする。

VI 工事における仮設工について

構造や条件を明示する仮設工においては、相互に協議の上、工事数量については、概数の確定による設計変更は可能であるが、工法変更は、公示した「標準的」条件の変更であるため、通常の設計変更によるものとする。

また、構造や条件を指定しない仮設工においては、原則として概数や設計変更の対象としないものとする。

なお、概数扱いする際には、現場の過去の実績、近傍のデータ、又は「仮設工事設計に係る取扱いの制定について（平成 24 年 12 月 25 日付け事調第 922 号事業調整課技術管理担当課長通知）」を参考にする。

※ 構造を指定する仮設以外は、標準図等を見積参考資料の参考図とする。

※ 仮設工の設計変更については、「仮設工事設計に係る取扱いの制定について」を参考とする。

3 概数等発注に関わる打合簿について

I 協議簿

- 1) 打合簿（工事） ～別紙－1
- 2) 打合簿（委託） ～別紙－2

II 留意事項

- 1) 打合簿は、工事監督員（業務担当員）と現場代理人（管理技術者）との間の確認を行い、所属長に速やかに報告し、必要な処置を講ずること。
- 2) 打合せ事項は、変更内容とその理由について簡潔に記載する。
- 3) 必要に応じて図面、資料等を添付する。
- 4) 概数項目について数量の変更がない場合でも、「変更がないこと」の相互確認をする。